

商店街感染症対策等支援事業 募集要領等にかかる質問

No.	項目	質問内容	回答
1	3. 民間事業者へ交付する予算の上限額	募集要領の「3. 民間事業者へ交付する予算額について」で、「積算内訳:1000千円×100商店街」とありますが、各商店街の金額は固定か。また、民間事業者の事務費は実施内容によって異なるという理解でよいか。	募集要領に記載している「積算内訳:1000千円×100商店街」は、あくまでも予算積算上の内訳で、実際の支援とは異なります。予算積算内訳の金額を参考にしながら、商店の規模や取組み内容などを踏まえて支援していく予定です。また、民間事業者の事務費については、交付する予算の上限額の範囲内で積算・計上してください。
2	4. スケジュール	募集要領「4. スケジュールについて」の事業実施期限が令和2年3月末となっている。記載誤りではないか。	記載が誤っておりました。事業実施期限は、令和3年3月末となります。なお、修正後の要領をホームページに掲載します。
3	5. 募集・応募・選定方法	具体的な、応募方法を教えてほしい。	募集要領「5. 民間事業者の募集・応募・選定方法」に記載のとおりです。令和2年5月11日17時までに、「応募申込書」(様式あり)、「企画提案書」(様式自由)及び「見積書」(様式自由)を本連合体事務局担当者あてにメールで提出してください。なお、事務局担当者のメールアドレスについては、募集要領に記載の問い合わせ先に電話によりご確認ください。また、メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。
4	事務局運営要領 3. 事業スキーム	府事務局運営要領「3. 事業スキーム」に「各プロジェクトは、専門性を有する民間事業者との連携可」とあるが、「再委託」を含めて可能と理解してよいか。また、再委託の制限などはあるか。	本事業の事務局を連合体とともに共同体として運営する民間事業者を募集しています。民間事業者決定後、大阪府と契約締結します。各プロジェクトについては、必要に応じて、共同企業体から別の民間事業者に再委託することが可能となっています。また、再委託については、大阪府との事前協議が必要で、再委託の上限は府と共同企業体の契約金額の1/2(予定)です。
5	事務局運営要領 4. (1) 支援対象	府事務局運営要領「4. 業務内容(1) 支援対象」に100商店街等組織とあるが、どのような商店街を想定しているのか。	支援対象の商店街は、インバウンドの急減や外出自粛等の影響で打撃を大きく被った商店街や本事業の取組みに意欲のある商店街を想定しています。支援対象商店街の選定については、以下の基準により地域バランスや特定の団体加入に依拠しないこと等も考慮する予定としています。 ①雇用や府民の日常生活を守り大阪経済を支える商店街 (店舗数、利用客数等が各市町域内を代表する商店街) ②特に影響を大きく受けている商店街 (買物客で混雑、風評被害、インバウンド減等の打撃など) ③組織的に感染症対策に取組み意欲が高く、今後の回復期に賑わい創出に取り組む意向がある商店街
6	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー	府事務局運営要領「4. 業務内容(3) 支援業務メニュー」に記載された項目以外の支援メニューを企画提案してよいか。	本事業を推進するうえで、効果的な支援メニューがあれば企画提案してください。ただし、募集要領「5. 民間事業者の募集・応募・選定方法(2) 応募方法について」に記載のとおり、『府事務局運営要領「4. 業務内容(3) 支援業務メニュー」に記載のメニューごとに企画提案すること』としており、この要件は満たすように企画提案してください。
7	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 「3密」回避 ①クリーン化	共同企業体となった民間事業者が、直接、希望された商店街全体の消毒作業、共有スペースでの空気洗浄機や殺菌水噴霧器などの設置と各商店街振興組合に消毒液、ビニールカーテンなどの資材を搬入し、それを組合が組合員に配布する流れのイメージでよいか。また、店主への衛生管理研修は、研修データや研修動画データなどを希望された各商店街振興組合を通じて配布・配信するイメージでよいか。	概ね、そのようなイメージを想定しています。詳細については、民間事業者選定後、支援対象商店街の意向なども確認しながら決定していく予定です。
8	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 「3密」回避 ②テイクアウト・デリバリー	商店街におけるテイクアウトデリバリーシステムを企画し、デリバリー業者との連携・調整までを行うイメージでよいか。	概ね、そのようなイメージを想定しています。詳細については、民間事業者選定後、支援対象商店街の意向なども確認しながら決定していく予定です。また、大阪府で実施している「デリバリーサービスを活用した外出の自粛促進に向けた取組み」で補助事業者となった事業者との連携なども期待しています。 (参考URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyochosei/deli-jigyosya/index.html
9	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 「3密」回避 ②テイクアウト・デリバリー	飲食店で特に需要が多いと予想されますが、商店街周辺に立地する商店と連携して行うことも可能か。商店街は周辺飲食店との連携が課題となっているところが多いと認識していますが、これを機に周辺店舗と連携することは集客力強化や組織力強化という点で有意義かと思えます。	本事業は、商店街の感染症対策等を支援する事業ですが、対象となる商店街組織の同意が得られれば、近隣の商店と連携した取り組みも可能とします。
10	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 「3密」回避 ③キャッシュレス ④クラウドファンディング	「通販、宅配等の導入促進」は、支援予定の100商店街で実施するの。それとも導入意向のある商店街のみの実施を想定して積算すればよいのか。	100全ての商店街ではなく、数ヶ所の商店街で、テイクアウトやデリバリーの導入を支援し、その上で、他の府内の商店街に普及しやすいうようなメニューとして開発していただきたいと考えています。したがって、すべての支援対象商店街での実施は想定していません。なお、この考え方は、③キャッシュレス導入促進、④クラウドファンディング活用促進についても同様です。
11	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 「3密」回避 ③キャッシュレス	商店街に対して、QRコード決済などキャッシュレス決済運用を促し、キャッシュレス決済事業者との連携・調整までを行うイメージでよいか。	概ね、そのようなイメージを想定しております。本事業においては、商店街の一定数の店舗が組織的にキャッシュレスを導入することや、各決済事業者と連携した販売促進活動を行うことを想定しています。詳細については、民間事業者選定後、支援対象商店街の意向なども確認しながら決定していく予定です。
12	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 「3密」回避 ④クラウドファンディング	希望された商店街を網羅したオリジナルサイトを構築し、それをベースに販売支援やPRを配信するイメージでよいか。	お示し頂いた取組み内容もひとつの実施手法だと思いますが、実施手法や企画内容などの詳細は、提案事業者において効果的なものを提案してください。
13	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 情報発信 ③HP・SNS	府内全域の取組みを発信するHPやSNSはオリジナル専用サイトとして新たに制作するイメージでよいか。	新たに専用サイト等を制作していただくことを想定しています。
14	事務局運営要領 4. (3) 業務支援メニュー 情報発信 ④ドローン	府事務局運営要領「4. 業務内容(3) 支援業務メニュー」に「ドローンを活用した商店街の動画撮影・発信」とあるが支援予定の100商店街で実施するの。	府内数ヶ所の商店街で、支援中、支援後等の状況をマイクロドローン等を活用し、動画撮影のうえ情報発信したいと考えています。したがって、すべての支援対象商店街での実施は想定していません。
15	事務局運営要領 4. (4) 支援スケジュール	5月に支援業務メニューにある4プロジェクトの商店街向けガイダンスを制作し、その後、6月より支援メニューを提供するイメージでよいか。	本事業は、緊急支援フェーズ期の事業で迅速な事業実施が求められています。商店街向けに提示する4つのプロジェクトの支援メニュー表をイメージできるよう企画提案してください。なお、メニュー表の詳細は、民間事業者選定後、協議しながら決定します。その後、すみやかに商店街へ提示し支援メニューを提供していく予定です。また、クリーン化プロジェクトのうち、タペストリー等のロゴやキャッチフレーズなどの共通した取組みについては、他のプロジェクトよりも先行し5月中に実施していく予定です。それを踏まえて企画提案してください。
16	事務局運営要領 4. (5) 効果検証	効果検証での店舗・来街者へのアンケート調査や集計・分析などを含む業務も民間事業者が実施するの。	本事業の調査、集計・分析などを含む効果検証及び府に提出する成果報告書の作成業務も民間事業者の業務としています。なお、当該業務を再委託することは可能です。
17	事務局運営要領 4. (7) 契約手続き等	契約手続きは令和2年度「商店街等エリア魅力向上モデル事業」の公募要領に準じるとありますが、民間事業者は契約時点で契約保証金(契約金額の5/100以上)納付が必要か。	当連合体と今回募集選定する民間事業者が共同企業体となり大阪府と契約締結します。大阪府との契約に当たり、令和2年度「商店街等エリア魅力向上モデル事業」の公募要領に記載する契約保証金などの手続きが必要です。その負担等については、民間事業者選定後、協議し決定していく予定です。